

# 常盤小学校PTA実行委員選出の規約

岸和田市立常盤小学校・幼稚園PTA

## 第1条 総則

1. 本規約は、常盤小学校PTA実行委員を選出するためのものである。
2. 規約の改正は、PTA総会にて行う。

## 第2条 選出

1. 立候補を優先する。
2. 立候補がない場合は、全校一斉の抽選により選出する。
3. 抽選対象者は、新2年生から新6年生の子どもを持つPTA会員とする。  
ただし、対象除外が認められた者を除く。

## 第3条 対象除外

1. 母子・父子家庭で同居する親族がない方。
2. 過去に常盤小学校、桜台中学校のPTA役員（PTA規約第5条）及び実行委員（PTA規約第9条3項）に就いた方。
3. その他特別な事情として  
単身赴任者、長期療養中の病人、要介護者がいる場合、妊婦、子供が1歳未満。

## 第4条 改正

規約改正には、常盤小学校PTA実行委員会での審議、PTA総会での可決が必要である。規約が改正された場合は、すべての地区の規約が改められたこととする。

- 附則
1. 令和2年4月の総会において一部改正し、施行する。
  2. 令和5年10月の紙面総会において一部を改正し、施行する。